

# 社会福祉法人高梁市社会福祉協議会自立支援事業実施規程

平成 19 年 12 月 20 日  
規程第 26 号  
改正 平成 20 年 3 月 21 日規程第 3 号  
平成 20 年 12 月 25 日規程第 28 号  
平成 22 年 11 月 29 日規程第 8 号  
平成 22 年 12 月 28 日規程第 9 号  
平成 23 年 3 月 25 日規程第 12 号  
平成 24 年 3 月 26 日規程第 8 号  
平成 25 年 5 月 23 日規程第 4 号  
平成 25 年 12 月 18 日規程第 11 号  
平成 26 年 5 月 28 日規程第 6 号  
平成 27 年 3 月 25 日規程第 3 号  
平成 28 年 3 月 28 日規程第 7 号  
平成 29 年 12 月 18 日規程第 15 号  
平成 30 年 3 月 20 日規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地域住民のささえあいたすけあいにより、地域住民が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現のため、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の実施する自立支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立支援事業 地域福祉活動の推進を目的に実施する事業をいう。
- (2) 自主事業 社協が主体となり実施又は助成して実施する自立支援事業をいう。
- (3) 協働事業 社協と地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の連携の下に地区社協が主催又は助成して実施する自立支援事業をいう。

(自主事業)

第3条 自主事業の種類及び実施(助成)基準は、別表第1のとおりとする。ただし、他の助成等の制度に該当する場合は、当該制度を優先する。

(協働事業)

第4条 協働事業は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に別に定める書類を添えて社協会長(以下「会長」という。)が定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成

金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)を会長に報告しなければならない。助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも同様とする。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の規定による助成事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは、助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

(その他)

第9条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(特例措置)

2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前に貸付けを行った貸付金の利子等については、施行日以後において当該貸付けに係る変更契約を行った場合に限り、この規程による改正後の規定を適用する。

附 則(平成22年規程第8号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第9号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第12号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 8 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(敬老祝い品等贈呈事業に関する特例措置)

2 この規程の施行日以後の最初の敬老祝い品等贈呈事業の事業対象者は、別表第1の4. 敬老祝い品等贈呈事業の2. 事業の対象者の規定にかかわらず、平成23年9月21日から平成25年3月31日までに満年齢88歳に達する者とする。

附 則(平成 25 年規程第 4 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 11 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成27年規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程15号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の10、福祉資金貸付事業の規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第6号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

事業の名称	事業実施基準及び助成金交付基準等
5. 敬老事業	<p>1. 事業の目的 永年にわたり地域の発展に尽力された高齢者の長寿を祝い実施する敬老事業に対し助成を行うことにより、敬老意識の高揚に寄与し、もって高齢者福祉の向上に資する。</p> <p>2. 用語の意義 敬老事業とは、在宅高齢者を敬老する事業又は高齢者相互の親睦を図る事業をいう。ただし、現金又は記念品の贈呈のみの事業は除く。</p> <p>3. 事業の対象者 敬老事業を実施する年度の3月31日までに、次のいずれかに該当し、当該年度の8月1日に高梁市に住所を有する者 (1) 満年齢75歳以上の者 (2) 満年齢88歳に達する者。ただし、市外に居住している者を除く。</p> <p>4. 助成対象事業 助成の対象とする敬老事業（以下「助成対象事業」という。）は、毎年度9月から11月までの間に町内会単位以上で実施する事業とし、当該年度1回のみとする。</p> <p>5. 助成金の額 助成金の額は、次の各対象者の数に助成額を乗じて得た額の合計額とし、当該事業に対し助成する。ただし、当該対象者が重複する場合には、当該年度一事業のみとする。 (1) 満年齢75歳以上で助成対象事業に参加した者 1,500円 (2) 助成対象事業の地域において満88歳に達する者 1,500円</p> <p>6. 助成金の申請者 この助成金の申請は、事業実施者が行うものとする。</p> <p>7. 事業の実施及び実績報告 事業実施者は、助成金の申請後、規程第6条に関わらず事業を実施し、事業完了後速やかに事業実績報告書を会長に提出するものとする。</p> <p>8. 助成金の概算払 規程第8条に基づく助成金の概算払は、交付申請額の8割を上限とする。</p> <p>9. 助成金額の確定 会長は、事業実績報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付額確定通知書を、申請者に通知するものとする。</p> <p>10. 普及啓蒙 事業の実施にあたっては、チラシ等を活用し、事業の周知及び円滑な事業実施に努める。</p>

11. その他

この規程第5条から第7条に規定する様式は、敬老1号から3号とする。